

山口県資源管理方針の改正・公表 新旧対照表

新	旧
<p>●山口県資源管理方針</p> <p>漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第1項の規定に基づき、山口県において資源管理を行うための方針を次のように定めたので、同条第6項の規定に基づき公表する。</p> <p>令和2年12月1日 制定 令和3年3月29日 改正・公表 令和3年6月30日 改正・公表 令和3年12月28日 改正・公表 令和5年8月30日 改正・公表 令和5年12月27日 改正・公表 令和6年3月28日 改正・公表 令和6年6月24日 改正・公表 令和6年12月27日 改正・公表 令和7年3月27日 改正・公表 令和7年6月24日 改正・公表 <u>令和8年12月18日 改正・公表</u></p>	<p>●山口県資源管理方針</p> <p>漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第1項の規定に基づき、山口県において資源管理を行うための方針を次のように定めたので、同条第6項の規定に基づき公表する。</p> <p>令和2年12月1日 制定 令和3年3月29日 改正・公表 令和3年6月30日 改正・公表 令和3年12月28日 改正・公表 令和5年8月30日 改正・公表 令和5年12月27日 改正・公表 令和6年3月28日 改正・公表 令和6年6月24日 改正・公表 令和6年12月27日 改正・公表 令和7年3月27日 改正・公表 令和7年6月24日 改正・公表</p>
山口県知事 村岡 嗣政	山口県知事 村岡 嗣政
<p>山口県において資源管理を行うための方針</p> <p>第1～第8 【略】</p> <p>(別紙1－1～1－4) 【略】</p> <p>(別紙1－5 するめいか)</p> <p>第1 特定水産資源 するめいか</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 1 山口県するめいか漁業 (1) 水域 (2)の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域</p>	<p>山口県において資源管理を行うための方針</p> <p>第1～第8 【略】</p> <p>(別紙1－1～1－4) 【略】</p> <p>(別紙1－5 するめいか)</p> <p>第1 特定水産資源 するめいか</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 1 山口県するめいか漁業 (1) 水域 (2)の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域</p>

山口県資源管理方針の改正・公表 新旧対照表

新	旧
<p>(2) 対象とする漁業及びその他採捕</p> <p>大型定置漁業（法第 60 条第 1 項に掲げる定置漁業権に基づく定置漁業をいう。以下この別紙において同じ。）</p> <p>山口県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁業。ただし、小型するめいか釣り漁業（許可省令第 77 条第 1 項第 2 号に掲げる漁業をいう）を除く。</p> <p><u>山口県知事の許可を受けて行うするめいかの試験研究調査のための採捕</u></p> <p>(3) 漁獲可能期間</p> <p>周年</p> <p>(4) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、<u>漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</u></p> <p>陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。</p>	<p>(2) 対象とする漁業</p> <p>大型定置漁業（法第 60 条第 1 項に掲げる定置漁業権に基づく定置漁業をいう。以下この別紙において同じ。）</p> <p>山口県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁業。ただし、小型するめいか釣り漁業（許可省令第 77 条第 1 項第 2 号に掲げる漁業をいう）を除く。</p> <p>(3) 漁獲可能期間</p> <p>周年</p> <p>(4) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。</p>
<p>第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準</p> <p>全量を山口県するめいか漁業に配分する。</p>	<p>第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準</p> <p>全量を山口県するめいか漁業に配分する。</p>
<p>第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>大型定置漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <p>漁業の種類 漁獲努力量（単位：隻・統）</p> <p>大型定置漁業 9 統</p> <p>(別紙 1-6～別紙 1-11) 【略】</p> <p>(別紙 3-1～3-19) 【略】</p>	<p>第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>大型定置漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <p>漁業の種類 漁獲努力量（単位：隻・統）</p> <p>大型定置漁業 9 統</p> <p>(別紙 1-6～別紙 1-11) 【略】</p> <p>(別紙 3-1～3-19) 【略】</p>